

## 障がいのある人たちが安心して豊かに暮らせる地域社会を共に

～「意思決定支援」を中心に

「虐待防止」と「差別解消（合理的配慮）」の実現を～

日本福祉大学社会福祉学部 社会福祉学科教授 木全 和巳

### I. 当事者たちの社会運動により確認されてきた「理念」を大切にしながら

#### (1) 障害者基本法改正

全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

改正障害者基本法 第3条2

#### (2) 理念の達成のために

#### (3) 運動の成果とこれから

### II. 一人ひとりの名前がある〇〇さんの願いや思いをもとにして

#### (1) 一人ひとりが望む「地域生活」の実現

#### (2) 障害者福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

厚労省：ガイドラインⅡ総論1 意思決定の定義